

第23江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和4年1月13日(木)

招集場所 江府町役場2階多目的室

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(10人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	松本 良史	7番	梅田 茂
2番	高津 孝司	8番	遠藤 功
		9番	奥田 隆範
4番	加藤 直行	10番	山本 信男
5番	松原 憲治	11番	長尾 保
6番	本高 善久		
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		竹内 求
	神庭 良昌		

欠席 農業委員(1人)・農地利用最適化推進委員(0人)

3番 船越 征子

職員及び関係者 局長 松原 俊二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積計画(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

5番委員 松原 憲治

7番委員 梅田 茂

事務局： 皆さんおはようございます。ただ今より第23回江府町農業委員会総会を始めさせていただきます。出席の委員さんの確認でございます。本日は船越委員さんが欠席でございます。昨年、年末に白石町長の方から辞令交付を受けられました高津孝司さんが今回から出席と言う事でお越しいただいております。推進委員さんは皆さんお揃いでございます。そうしますと加藤会長の方から挨拶を頂戴いたします。

会長： 改めまして新年明けましておめでとうございます。旧年中は皆さんに大変お世話になりました。ありがとうございます。今年も変わらずよろしくお願ひ申し上げます。今年が皆様にとりましても、また本町農業振興においてもよい年となる事をご祈念申し上げたいと思います。さて、先ほど事務局長の方からご案内がありましたが、欠員となっておりました農業委員、その後町の所定の審査手続きを経まして農事組合法人御机推薦の高津さんが認定農業者の資格で正式にご就任を頂きました。我々農業委員会としても心から歓迎を申し上げたいと思います。高津さんにおかれましてもこれなら私共と一緒によろしくご協力のほどお願ひを申し上げます。次に昨年12月には通常の総会に加えて農業振興に係る意見書の提出、それから町長との意見交換会と大変多忙でしたけども充実した一日を過ごさせていただきました。町長との意見交換は我々の体制が発足してからようやく一年半たって初めて意見交換が出来たわけですが、皆さん方からも大変積極的なご意見を頂く中で、ある面では町長と建設的な議論も出来たのではないかなという風に考えております。ただ時間の制限がありまして、なかなかご発言に至らなかった方もいらっしゃるだろうと思います。何分にもご容赦ご寛容の程お願ひ申し上げます。これからも機会を見てこういう場を設けて行きたいという風に考えております。現在江府町当局においては来年度の予算編成に向けた、まさに只中と言うか佳境に入っている時期ではないかなという風に思います。先の我々の意見書は農業振興のためにあえて喫緊の対応課題3点に絞って町長に直接面前で要請をさせていただいたわけです。従って白石町長が我々の思いをどの様に行け受け止めて頂いて、令和4年度の予算編成にあたって町の基本政策なり予算の部分に取り入れて頂けるかどうかと言う事を、私としてはある程度期待感を持って新年度の予算編成なり、3月の議会審議に向けた動向を注視して行きたいなという風に思っているところでございます。最後に今年も農業委員会として農地利用の最適化を中心にして、その役割責任をしっかりと果たすことによって、本町の農業振興に貢献をして行きたいという風に考えてございますので、皆様方のお一層のご支援ご協力を頂きます様お願ひ申し上げまして冒頭の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。それでは議事に入ります前に高津さんに自己紹介を兼ねて一言ご挨拶を頂けませんか。

高津： 失礼します。12月14日に町長さんの方から辞令書を交付頂きまして、加藤会長さんからもありました様に御機の農事組合法を昨年立ち上げまして、稲作の方が2町5反、ソバが2町と言うかたちで去年は作物を作ったわけですが、去年の出来はソバは半分、米は8割がたと言う様な形でスタートはなかなか苦しかったんですけど、今年には更に稲作の方も3町くらいになるのではないかなという風に思っていますし、ソバの方ももう少し計画的に収量をアップしたいと考えています。何分分かりませんが引き続き皆様方のご指導ご鞭撻いただきます様よろしくお願ひします。

議長： それでは総会審議に入らせていただきます。出席確認をさせていただきます。本日の出席委員数は委員会会議規則第5条によりまして、委員定数の過半数に達しておりますので、本総会は成立していることを先ず持ってご報告申し上げます。次に議事録署名委員の指名でございます。署名委員を議長が指名することにご異議はございませんか。

委員： 異議なし（全員）

議長： ありがとうございます。それでは指名をさせていただきます。議席番号5番松原委員、議席番号7番梅田委員さんをお願いをしたいと思います。尚会議書記は事務局を指名します。それでは日程に従いまして、今日は報告事項はございませんので早速議事に入らせていただきます。議案第1号、農用地利用集積計画（案）につきまして、事務局より提案説明をお願いします。

事務局： はい、議案第1号、農用地利用集積計画（案）についてお諮り申し上げます。本日の申請件数11件でございます。その内新規が2件と言う事でございます。こちらの方の説明をさせていただきます。資料の6ページをご覧ください。申請番号136番、農地が大字〇〇字〇〇〇〇〇〇△△△△番、△、△△△㎡の〇でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇さん、借受人が〇〇の〇〇〇〇〇さん、〇〇の作付け予定で、賃料は〇〇〇で〇〇△△〇〇と言う事でございます。期間が令和△年△△月△△日までの契約でございます。続きまして7ページになります。申請番号139番、農地が大字〇〇字〇〇〇△△△番△他全部で△筆、合計面積が△、△△△㎡の全て〇でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇〇さん、借受人が同じく〇〇の〇〇〇〇〇さん、〇〇の作付け予定で賃料は〇〇〇〇で〇〇△△〇〇と言う事でございます。期間が令和△年△月△日から令和△年△△月△△日までの契約でございます。11件の内新規2件の説明をさせていただきました。なお地図を14ページ、15ページに付けております。以上です。

議長： はい、提案説明を終わりますが、関係地区の委員さんの補足コメントをお願いしたいと思います。まず申請番号136番は〇〇地区ですが、山本委員さんよろしいでしょうか。

山本： はい、説明をします。この件につきましては以前から話は聞いております。14ページの図面を見て頂きます様に赤く塗ってあります〇〇〇ですけども、これが新しく借りられるところでございますが、〇△〇が既に△年ほど前から作っておられまして、赤く塗ってあるところは地主さんが作っておられましたが、今回これも作ってほしいと言う事で、〇〇さんが引き受けられたと言う事でございます。そう言う事でございますのでよろしく願いいたします。

議長： ありがとうございます。続きまして申請番号139番、〇〇地区です。宇田川推進委員さんお世話になれますか。

宇田川： はい、実は△〇〇に〇〇〇〇が〇〇〇〇で〇〇君は〇〇で〇〇に努めているんですが、本当は僅かなので作れるはずなんですけども、〇〇〇〇〇〇〇〇で〇に〇〇〇だけでも〇〇〇〇を起こすと言う状況でとても作れないと言う事で、今の所が〇〇さんの〇になるので〇〇〇〇〇〇とか色んな話があったんですけども、〇〇〇〇さんから作らせてもらえないだろうかと言う話があって、私も3回程話をして、非常に作りにくい〇〇〇〇〇〇なんですけども作ってみたいと言う事だったので、草を刈るだけでも管理は大変なので、作っていただけるなら良いんじゃないかと言う事で、話が進んでお願いしたと言う事です。

議長： はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。ございませんか。それでは質疑を打ち切り採決を取ります。議案第1号、農用地利用集積計画（案）について原案賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。本日は審議事項が1件だけであります。その他に入りたいと思います。まず事務局よりそのを一括説明をお願いします。

事務局： はい、資料の1ページをご覧ください。次回の農業委員会総会でございます。令和4年2月9日水曜日、時間は午前9時30分から、会場はこちら江府町役場2階多目的室と言う事でお願い出来たらという風に思います。続きまして農地相談会でございます。今月の相談会でございますが、1月20日木曜日、時間は午後1時30分から3時30分まで、江府町役場1階相談室1の方で行います。お世話になります委員さんですが、高津委員さん、松原委員さんをお願いをしたいと思います。なお来月の相談会でございますが、2月17日木曜日、午後1時30分から3時30分まで、会場はこちら役場1階相談室1と言う事でございます。担当頂きます委員さんは船越委員さん、奥田委員さんでございます。よろしく申し上げます。以上でございます。

議長： はい、お断りを申し上げますが、2月は本来日曜日の開催でした。事務局と相談しまして、寄りやすい所と言う事で防災センター且つ日曜日でお見えになるのではないかと、言う期待感を持ってやったんですが、残念ながら全くそういう状況にはございませんでした。それで年も変わりましたので大変申し訳ありませんが、平日実施すると言う事で軌道修正をさせていただけたらと思います。事務局もその都度休みの日に出なければなりませんし、特にまたそう言う状況になれば軌道修正をする事についてはやぶさかではございませんので、取り敢えず平日開催と言う事でご理解を頂けたらと思います。以上について皆さんの方からご意見はございますか。その他なんでも結構ですからございましたら。

事務局： はい。

議 長： それでは事務局お願いします。

事務局： 1件だけ、資料をお配りしております農地利用意向調査についてご説明させていただこうと思います。昨年9月から11月にかけて皆さん10班に分かれまして農地パトロールをお世話になったところでございます。その結果をまとめたものが今回の意向調査の対象でございます。大字毎にまとめてあるものですからそれぞれの担当の委員さんの所にひとまず置かせていただいております。意向調査の対象の農地が出なかった皆さんには両面コピーしたものを置かせていただいておりますが、こちらを見て頂きながらお願いでございますが、説明の方をさせて頂きたいと思っております。まず表の方に令和3年度農地パトロール意向調査リストと言う事で対象の耕作者毎にまとめております。それが一覧表でございます。その続きには耕作者毎の調査表が付いております。別紙1-1と言う事で確認を頂く書類と対象の農地の地図を付けております。皆さんにお願いをするのは別紙1-1と言う調査表でございます。こちらをそれぞれ纏めて頂きまして事務局の方に提出を頂きたいと言う事でございます。別紙1-1には真ん中の利用の意向を確認いただく農地が表になっております。こちらの一番右側になります利用の意向、耕作者の方が今後どの様に農地の利用を行って行きますかと言う事で下に選択肢①から⑤で示されております。意向をそれぞれ対象の方に聞いていただきましてこちらを作成いただくと言う事になっております。1-1の右上ですけれども、年月日、住所、氏名、電話番号があります。ここがいわゆる耕作者の方を書き入れて頂くと言う事になりますのでお願いいたします。ここに印とありますけれども、印鑑は必要ございません。この調査表を本人さんに書いていただければ一番良いんですけども、皆さんでお話を該当の方から聞いていただいて、代筆で記入を頂くと言う事も可能になっております。今はコロナの時期でございます。面と向かってお話をされて調査をされるのが一番いいんでしょうけれども、或いは遠方であるとかそういった方につきましては、電話等で確認を頂いて代わりに調査委員の皆さんで記入を頂くと言う事で大丈夫と言う調査でございます。ご面倒な事でございますがこちらをお願い出来たらと思っております。なおこのリストの中に実際集落に住所を持っておられない方も組み込まれております。どなたに連絡を取ったらいいのかと言う事自体皆さんも把握が出来ていない方も中にはあるのではないかと思います。その方についてはリストの備考欄に不在地主と書いていただいてそのままこちらに返して頂けたらと思っております。こちらでも調べられるところは調べてみたいと思っております。件数的に非常に多い大字であったり数件の所もございまして、件数にばらつきはございますけれどもお願い出来たらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。回収ですけれども、纏めていただいた今のまんまの、書きこんでいただいたこちらを次回2月9日の総会までに事務局の方をお願い出来たらと思っております。皆さん今日お持ち帰りいただいてこの人は分からないと言う事がありましたらこちらにも一報を頂けたらと思っております。事務局の方でも調べてみたりして出来る限り意向が確認出来るような形を取ってみたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

議 長： 皆さんの方でご質問がございますか。

長 尾： 質問しても良いですか。回答に番号が①から⑤までありますが、①②③は分かります

が、④はなかった様な気がするけど。

事務局： 一応選択肢としては5つ挙がっておりますが、長尾委員さんからご指摘を頂いたとおり円滑化団代と言うのが江府町にはないので④は該当しない形になります。

長 尾： もう一つ良いですか。⑤のその他と言うのはどういう事が考えられますか。

事務局： 自分は出来ないからだれか探して。①ではないし、と言う事で②もしくは③と言う所に持って行く形になるのかなと思ったりします。

見 山： これを見れば大抵不便な所ばかり載っているので、誰かにお願いしても、県の関係でもダメではないかと思うんですけど。

遠 藤： すみません、今見山さんが言われましたけども、私が頂いている中に井出もなく作れないような状態になっておりますので、本人がそのままにしてしまうと言う事なら⑤でそれを書けばいいんですか。

事務局： 実際そうですね。基本にはこれは次活用して行くと言うかたちのものでございますけども、ご指摘のとおり実際今年も一緒に回らせてもらった時に、大体ここにリストで挙がっているところは非常に離れた場所、さっきおっしゃった様に田なんですけども、水路が自分だけで利用するものがない、自分もそこまで手が回らない、1キロも管理出来ないし、基本的には辞めてしまいたい、と言う思いと言うのも該当する場所にもあって来るのではないかと思います。逆にこの団地では自分一人だし、もうできないと言う様な形でそれに該当するものと言うのは基本的にはないので⑤の所に本人さんの意向として記入して頂くと言う事になるのかなと思います。あくまでも本人さんの気持ちですから、それはいけませんと言う事もなかなか言えない所もあります。

見 山： 良いですか。今この件について農林課と前に農振法で見直すと言う話も出ておりました。それはどうなっているか分からないですね。その辺の事もあって、もう何十年も農振法の見直しが江府町はしてないですが、そう言う所が残っておりますので、産業建設課にもそこら辺の話も聞きたいと思います。

議 長： 整合性を取っておかないといけませんね。

事務局： 皆さんに現地を見て頂きまして、木が生えていて基本的にはB分類の所も実際は農振法に基づく農振区域にしっかり入っている状態がずっときておりますので、この辺の食い違いと言うのが長年続いていると言うのは有ります。

長 尾： もう一つ良いですか。意向で農地に戻さない場合は固定資産税の優遇みたいなのが受けられないみたいな事になりませんか。一方で現状で掛けてあれば農地になっていない訳ですか。例えば現況が荒れていれば原野とかで課税してあったら関係ない話なのかな。

事務局：　そうですね、一応課税部局の方としては、特にそこの部分はあまりいじってはいないです。

長　尾：　農地は優遇してありますね固定資産税。

事務局：　そうです。これが外れる事によって今度はこの軽減がなくなるために価格が高くなります。と言う事ではあるんですけども。

長　尾：　と言う様な事を言っていないですか。制度的にはそうになっていないですか。半分投げとくと言う事で、その辺をもう一度分かる様にてくれればいんですけど、

議　長：　税務関係はちょっと微妙です。はっきりとしたことは言えないんです。農地のままの方が税率が高かったり、原野にした方が安かったり、逆の場合もありまして、これは一概には言えないけども、物事は税率の事を考えるよりも現状どうなって将来農地がどうなるか、と言う所に視点を置いてやらないといけないと思うんです。私も調視の経験がありますけども、パトロールをした結果これは管理地になっていますよ、どうされますか。「管理地で草刈りはしているけども作れない、じゃあ地域の人と言っても作ってくれる人はいない、じゃああんた方中間管理機構に世話をしてもらえるか。難しいだろうがこの実態からすると」と言われたら、「まあ加藤さん原野にして」と「もうこの状態ではどうにもならん、草刈だけはしているけど原野にして」で分かりましたと、そう言う意向と現状を確認して持って帰って事務局の方のお願いをして。最終的には登記簿を原野にして江府町の農地台帳から落として、その通知書を〇〇さんの所に施行したと言う事ですから、税務の事を言うと誤解を生じると思います。

長　尾：　説明をしておかないといけないと思うんです。しないとされた時に税率が変わって来る可能性がありますよと言う事を言わないといけない様にならないかなと、手続きを早くして非農地化にしてあげればいけれどしてない訳だから、直ぐには落とせない訳だし、農地から外せないし、その辺整理をして後で皆に文章でも配ってもらえる方が良いのかなと思ったもので。

事務局：　分かりました、その辺の流れもこちらで確認をして、説明と言うのは確かに必要なところだけ聞いても後先の事も一緒に言ってもらわないといけないと言う事は確かにあると思います。調べまして文書で出させていただきます。

議　長：　なんでもよろしいですから。

高　津：　御机ですけども、該当する所が2か所あるんですけど、今見たら中山間の台帳から外しているんです。中山間の方では農地になっていないので、とても農地として相応しくないと言うか耕作が不向きだなと感じるところばかりなんですけども。だからこそリストに上がったんだと思います。

議長： そう言う案件が多いと思います。一応所有者には意向確認をすると言う事が前提になりますから、おっしゃる意味は良く分かります。もう除外してあると言う事ですね、要は農地と言う部分について整理をすると言う事ですので、所有者の意向確認だけはお願ひしたいと思います。

宇田川： はい、農業委員としてはどういう立場で耕作者の人、農地を持っている方に対して話をして行けばいいのか、農業委員としてどういう風に持って行ったらいいのか、方向性はあった方が、もちろんきちんとした農地で1個、2個外れるのは嫌だけど、それより別に自分が作っている山間地の壁の様な所であれば問題はないでしょうけども、もちろんそう言った農地は本人の確認が大事でしょうけど、我々としてはそんな所を中間管理機構に出してもしてもらえないかもわからないし、出したけどそんな所は出来ませんと言われたら、我々も話は持って行っただけど駄目だったらしいと言う事ではいけないし、どんなもんですか。農業委員としてはどういう風にしたらいいでしょうか。本人の意向ばかり好き勝手に聞いていてもだめな事もあるだろうし。

事務局： はい、確かにこれは農地パトロールと意向調査と言うのが連動して国の方で決められた流れの一つの事務としてさせていただいております。おっしゃった通り集落の中、会長さんもおっしゃいました、集落全体の農地を見た時に守って行く農地はこの範囲で、それ以外の所は、後は徐々に手放して行くのではないだろうかと言う風な、個人ではなく全体のコンセンサスが得られていれば一番良いんでしょうけど、この調査はどうしても個人、それぞれの所有者に対してそれぞれに聞くと言う事になると思うので、こう言う事が現実と食い違う様な所が出ていると言うのは確かにやむを得ないところではあります。仮に中間管理機構を利用しますと言う話で希望をされた場合、うちから通知をいたします。希望を出したんだけどそれが全て機構で預かってもらえるかと言うとそうではなくて、結果的にはある程度時間がかかるんですけども、その間の管理は所有者の方でして下さい、決まるまではと言う事なんですけど。結果が良い方に向かえばいいんですけども、実際駄目でしたと言う回答で戻ってくる場合もある訳でございまして、その間管理を続けて下さいと言う言い分でもあります。

宇田川： そこらあたりで困る事があつたら事務局の方に相談はしますけど。

議長： また何かありましたら事務局の方にも相談を頂きたいと思います。寒い中、コロナ過という事で非常に活動しにくい状況ではございますが、何とか来月の総会までには取り纏めをさせて頂いて、そして次の段階に入行って最終的には所有者に所要の手続きの通知を手交するという段取りまで持って行きたいと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。その他ございせんか。

遠藤： すみません。ここに一人〇〇に勤めておられる方がいまして、当分戻って来られない様な状態ですが、これは印鑑がいらぬと言う事でしたけど、電話で聞き取りをしてそのまま出しても良いですか。

議 長： それは良いと思います。こういう状況ですから電話で聞き取りをしてやって頂いても良いと思います。おそらく世代が変わっていればその地番の農地がどこにあるか分からないと言う方も中にはあると思います。その時にはこの台帳をコピーしていただいて、事務局も含めて郵送なりして、意思確認をするという段取りにもなるかなと思います。いろんなケースがあると思います。事務局が冒頭言いました様に全て面談をして、全て意思確認と言う事ではなしに、町外者、不在者の場合はそう言う手段もやりながら、やってくるという事で、いろんなケースがあろうかと思えますけれども、よろしく願いいたします。私も町外者の所に直接足を運んでやったんです。そしたら分かりました、分かったけどもここにもう少し土地があるけど、これも原野にしてもらえないだろうかと言う事があったんです。ところがそこは同じ集落の方に〇〇〇〇〇の栽培で利用契約があって、ただそのこんにゃくも毎年作っているのではなく各年なんですけど草刈だけはきちんとされておりますので、利用されている状況にありますから、それは今の現状からは原野にはなりませんと断りましたが、町外者の方はこの際だからこっちの土地も除外してもらえないかと言う事があったけど、実態は我々の方が良く分かっていますので、それを原野にすると言うのは我々としては出来ませんよと、そんな意見交換を交わしながらやったケースもありますから、ケースバイケースだと思いますので、悩まれた方は事務局の方にも含めて相談をして頂いてお願いしたいと思います。その他いかがでしょうか。

松 原： すみません、この間の町長との意見交換会を踏まえての、意見書に対する文書の回答は次の総会には出てきますか。

事務局： そうですね、回答期限を1月27日としていますので。

松 原： 分かりました。

議 長： はい、それでは今年初めての総会でしたが、以上を持ちまして閉じさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 5 番委員

署名委員 7 番委員